京都府教育委員会が平成30年4月に策定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、以下の学校経営方針に基づき、本校の「部活動に係る活動方針」を策定する。

【学校経営方針】

- 本校の教育目標(教育方針)
- 1 真理と平和を探求し、正義を貫く人間を育成する
- 2 自主、自立、共生の精神を養い、責任を学ばせる
- 3 相互敬愛と協力の心を培い、自治能力を育てる
- 4 豊かな情操を養い、健康の増進を図る
- 5 勤労をたっとび、社会奉仕の心を育てる

■ 本校の学校経営方針(中期経営目標)

- 1 自主・自立の精神を高め、強い意志を持って自らの進路を切り拓き、より良き社会の 実現に向けて行動する主体的人物を育成する。
- 2 学習活動と部活動・学校行事等の双方に、生徒が高い目標を設定して活動して主体的 に励むことで、誇りと品格を持つ人間として成長を遂げる、質の高い文武両道を推進す る。
- 3 教育のプロとして専門性を高めるとともに、授業方法を検証・改善し、質の高い授業 を展開する。

■ 本年度学校経営の重点目標(短期目標)

- 1 基本的な生活習慣や規律ある学校生活を確立させた上で、生徒の自己有用感を高める主体的活動や、社会的視野を広める取組等を、目的や育成すべき力を教職員で共有しながら推進する。
- 2 自己を社会の一員として俯瞰的に捉え、自立的・主体的な自らの生き方を展望することにより、進路を考えたり、今ある自己のありようを考えたりする機会の充実を図る。
- 3 質の高い文武両道の推進に向けて、部顧問会議を開くなどして、教職員間での必要な情報や意識の共有を図るとともに、文武両面において、効果的な指導方法の研究、環境の整備を進める。
- 4 質の高い文武両道の推進に向けて、日々の授業を大切にして生徒が学習意欲を高め、 自信を抱き、確かな学力を備え、自らの進路実現につなげるよう導く。また、グローバ ルネットワーク京都に係る事業等、指定研究や外部事業を効果的に活用する。
- 5 知識・技術の習得に偏ることなく、思考力・判断力・表現力や主体性を持って多様な 人々と協働して学ぶ態度を育成することを重要な使命として捉え、学習内容や学習方法 について、教科を越えて教員が情報を共有、協議するとともに、外部機関との連携・活 用などにより研鑽を積み、授業改善に活かす。

■ 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義について

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられ、また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、人間的成長を促し、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 本校の部活動の在り方について

- (1) 本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人ひとりの生徒が、学習活動を しっかりと行いつつ、部活動にも取り組めるように、今後も積極的な部活動への加入、 参加を生徒に求める。
- (2) 部活動を通じて、一人ひとりの生徒が、学級や学年の枠を超えた仲間や教師(顧問) 等と密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、 連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生 徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期 待する。

3 練習時間・休養日の設定等について

原則、「京都府部活動指導指針」の設定を基本としつつ、本校の施設状況、地域や学校の実態等を踏まえ、次のとおり設定する。

(1)練習時間

ア 原則、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、練習時間は長くとも平日は3時間程度、土、日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。

- イ 「グラウンド・体育館等の施設割当」や「公式大会に向けた練習試合、リハーサル」 等の状況によっては、必要に応じて土、日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。(※ただし、常態化は認められない。)
- ウ 長期休業中の練習については、土、日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員・生徒ともに十分な休養が取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けることとする。

(2) 休養日

- ア 休養日は、週当たり1日以上設定することとする。
- イ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努める。

4 活動計画(年間・月間)等について

部活動については、「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、指導に当たる教職員(顧問)は、年間を通した適切な活動計画を作成する。

(1)活動計画

- ア 1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、 参加する大会や発表会等を精選する。
- イ 活動計画の作成にあっては、指導に当たる教職員(顧問)は主体となる生徒との意 見交換、協議を行うこと。
- ウ 活動方針や目的、目標を明確にし、長・中・短期的目標を立案、練習や試合、発表 会、イベント等を含めた、年間・月間の活動計画を作成する。
- エ 活動計画の内容や変更については、できる限り、該当生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこと。
- オ 合宿、遠征等については、別に定める「宿泊を伴う部活動に関する規程」により計画的に実施すること。併せて、生徒への経済的負担、および健康管理には十分配慮すること。

5 指導の在り方について

(1) 適切な指導

- ア 生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防し、心理的な疲労回復を図るために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を 行う。
- イ 経験に頼るのではなく、スポーツ医学の知見を学び、合理的かつ効率的な練習となるよう努める。
- ウ 生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。
- (2) 体罰、パワー・ハラスメント等の防止
- ア 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為で、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されない。
- イ 体罰等を防止するため、教職員(顧問)は、様々な機会を通じて、生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを認識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努める。
- ウ 指導者と生徒の人間関係の中で、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりする)な発言等は 行わない。
- (3) スクール・セクハラの防止
- ア 教職員(顧問)は、部活動のみならず、指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを様々な機会を通じて認識する。
- イ セクハラに関する教職員研修等を通じて、SNS等による個別連絡の制限や個別指導 や面談等が密室下で行われるようなことがないよう留意し、未然防止に努める。

6 安全管理と事故防止について

(1) 安全管理

- ア 教職員及び生徒への救急処置研修を通じて、怪我・事故等が起こった場合の緊急時の初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者等への連絡体制やAED使用等について点検、確認を行う。
- イ 校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ウ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触 ・衝突の回避措置や球技等での防球ネットの配置などにより、安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- ア 各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に 把握し、無理のない練習となるよう留意する。
- イ 気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定させることにより、熱中症や落雷、突 風などの急激な気象変化への対策を講じる。

7 学校の部活動マネジメントについて

(1) 校長(管理職)の役割

- ア 校長は、部活動が「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、適切な指導を行う。
- イ 校長は「部活動に係る活動方針」及び各部の「活動計画」等に基づき、活動状況の 把握を行うとともに、体罰やハラスメント行為等の防止に向けた校内研修を実施する など、適切な部活動指導の徹底に努める。
- ウ 校長は部顧問会議を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動 内容等について協議、検討するとともに、全教職員の共通理解のもと学校としての指 導体制を構築する。
- エ 校長は、教職員(顧問)による部活動に関わる金銭の徴収及びその管理について、 生徒、保護者へ適切な周知を図るよう、指導を徹底する。
- オ 校長は、教職員、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで 円滑な部活動運営、活動となるよう、環境整備に努めるとともに、部活動方針や各部 の活動内容、活動報告等を学校HP等を通じて、適宜公表する。

(2) 顧問(指導教員)の役割

- ア 活動方針や目的、目標に沿って、合理的かつ効率的・効果的な練習となるよう、また十分な休養が取れるように活動を行う。
- イ 「4活動計画等について」に沿って計画を作成する。
- ウ 「5指導の在り方について」を遵守し、「6安全管理と事故防止について」の趣旨 を十分理解し、適切な活動となるように努める。